

## 定年後の再雇用

### 「同じ仕事なら同賃金」の判決は朗報か

2016年5月18日「日刊ゲンダイ」

サラリーマンには朗報なのか、それとも――。

横浜市の運送会社「長沢運輸」を定年退職し、再雇用された3人の運転手が、「再雇用後の賃金引き下げは違法だ」とし、定年前と同じ賃金支払いを求めた訴訟を起こしていた。

東京地裁は13日、「仕事内容が同じ場合は賃金格差があってはならない」と指摘し、賃下げは違法だとする判決を下した。

「定年後の再雇用時に賃金が3～4割減るのは通例だし、仕方ないと思っていた。賃金維持という判決はうれしい限りです」(大手メーカー社員)

確かに再雇用で給与が減らないのは朗報だろう。だが、雇用する側の都合もある。

「現在は大手や中小の区別なく、社員が希望すれば65歳まで雇用しなければなりません。定年延長や再雇用など、会社によってシステムは異なりますが、再雇用の場合、賃金が減少するのは当たり前でした。それが違法だとなると、会社側もいろいろと対策を練るかもしれません」(東京商工リサーチ情報部の関雅史氏) 判決は「仕事内容が同じなら……」となっている。つまり定年時に運転手だった人が、再雇用で事務職に回されたら、賃金が減っても文句はいえない。運転手が定年の少し前に事務職へ転じ、再雇用時に運転手に復帰したら「定年時とは違う仕事内容」ということになるわけだ。

「抜け道はいくらでもあるでしょう。そもそも企業からすれば、定年後の再雇用は同じ仕事をしてもらっているのに給与を減らせるメリットがあった。それがなくなるのであれば、会社は再雇用を希望させないように仕向けるかもしれません」(市場関係者)

横浜の運送会社は16日、東京高裁に控訴した。サラリーマンの定年後の働き方を左右する大問題だけに注目度が高まりそうだ。